

だい き ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい き ほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう さくてい  
第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）の策定について1 けいかく とうごう  
計画の統合

ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく ほっかいどうしょう けいかく とうごう れいわ ねん がつかいさい ほっかいどうしょう しゃしきくすいしんしんぎかい きょうぎず とうごう  
北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合することとし（令和4年12月開催の北海道障がい者施策推進審議会で協議済み）、統合  
にあたってはだい きしょう ふくしけいかく  
第6期障がい福祉計画をベースとする。

2 けいかく めいしょう  
計画の名称べつとけんとう  
別途検討3 けいかく まかん  
計画の期間ねん  
6年とし、3年 ちゅうかん みな お ほか  
で中間見直しを図る。4 さくていとう かんが かた  
策定等の考え方

- (1) ときく すいしんこうもく はしら だ ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく ほっかいどうしょう ふくしけいかく がいとうぶぶん いこう  
施策の推進項目については、柱立てを北海道障がい者基本計画のとおりとし、北海道障がい福祉計画の該当部分を移行する。
- (2) ほっかいどうしょう ふくしけいかく こうもく ないよう ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく いこう  
北海道障がい福祉計画にない項目や内容については、北海道障がい者基本計画から移行させる。
- (3) た ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく きさいないよう てきとう おも こうもく ないよう ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく おか  
その他、北海道障がい者基本計画の記載内容が適当と思われる項目については、内容を北海道障がい者基本計画のものに置き換える。

5 計画の内容

げんざい けいかく 現在の計画		あたら けいかく 新しい計画
だい き ほつかいどうしよう しゃ き ほんけいかく <b>第2期北海道障がい者基本計画</b> (計画年：平成25年度～令和5年度)	だい き ほつかいどうしよう ふく し けいかく <b>第6期北海道障がい福祉計画</b> (計画年：令和3年度～令和5年度)	だい き ほつかいどうしよう しゃ き ほんけいかく <b>第3期北海道障がい者基本計画</b> だい き ほつかいどうしよう ふく し けいかく <b>第7期北海道障がい福祉計画</b> (計画年：令和6年度～令和11年度)
【計画の内容】 ① <b>第2期北海道障がい者基本計画</b> (根拠：障害者基本法) しょうがいしゃ き ほんほう もと しょうがいしゃ し さく き ほん 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。	【計画の内容】 ① <b>第6期北海道障がい福祉計画</b> (根拠：障害者総合支援法) しょうがいしゃ そうごう し えんほう もと こういきてき けん ち 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。	【計画の内容】 ① <b>第3期北海道障がい者基本計画</b> (根拠：障害者基本法) しょうがいしゃ き ほんほう もと しょうがいしゃ し さく き ほんてき 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。
	② <b>第2期北海道障がい児福祉計画</b> (根拠：児童福祉法) じ どうふく し ほう もと こういきてき けん ち しょうがい 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。	③ <b>第3期北海道障がい児福祉計画</b> (根拠：児童福祉法) じ どうふく し ほう もと こういきてき けん ち しょうがい 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。
③ <b>第5期北海道障がい者就労支援推進計画</b> (根拠：北海道障がい者条例) ほっかいどうしよう しゃじょうれい もと しょう 北海道障がい者条例に基づき障がいのあつひと じゅうろう し えん かん し さく じっし る人の就労支援に関する施策の実施について示す。	④ <b>第6期北海道障がい者就労支援推進計画</b> (根拠：北海道障がい者条例) ほっかいどうしよう しゃじょうれい もと しょう 北海道障がい者条例に基づき障がいのあつひと じゅうろう し えん かん し さく じっし る人の就労支援に関する施策の実施について示す。	④ <b>第6期北海道障がい者就労支援推進計画</b> (根拠：北海道障がい者条例) ほっかいどうしよう しゃじょうれい もと しょう 北海道障がい者条例に基づき障がいのあつひと じゅうろう し えん かん し さく じっし る人の就労支援に関する施策の実施について示す。

6 計画の検討組織

けんとう そしき 検討組織		おも けんとう じこう 主な検討事項
そうかつ しんぎ そしき 総括審議組織	ほっかいどうしやう 北海道障がい者施策推進審議会	かんけいぶかい かくきようぎかい けんとうじようきよう 関係部会、各協議会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
ぶんやべつ 分野別 けんとうそしき 検討組織	けんりようごぶかい 権利擁護部会	けんりようご すいしん ・権利擁護の推進
	いしそつうしえんぶかい 意思疎通支援部会	ほっかいどういしそつうしえんじようれい しゅわげんごじようれい すいしん ・北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の推進
	いりようてき じしえんぶかい 医療的ケア児支援部会	ほったつしやう ひと いりよう ひつやう ひととう しえん ・発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援
	ほっかいどうじりつしえんきようぎかい 北海道自立支援協議会	かんけいぶかい けんとうじようきよう とうごう ・関係部会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
	ちいきいこうぶかい 地域移行部会	しやう しゃ ちいきせいかつ いこうそくしん ・障がい者の地域生活への移行促進
	じんざいいくせいぶかい 人材育成部会	じんざい ようせい かくほおよび しつ こうじよう ・人材の養成・確保及びサービスの質の向上
ちいき ぶかい 地域づくりコーディネーター部会	そうだんしえんたいせい かくほ ちいきせいかつしえんきよてんとう せいひ ・相談支援体制の確保、地域生活支援拠点等の整備	
ほっかいどうほったつしえんすいしんきようぎかい 北海道発達支援推進協議会	しやう じしえん じゆうじつ ほったつしやう ひと しえん ・障がい児支援の充実、発達障がいのある人への支援	
ほっかいどうしやう 北海道障がい者就労支援推進委員会	しゆうろうしえん しさく じゆうじつきようか ・就労支援の施策・充実強化	

7 今後の主なスケジュール予定

	実施内容
がつちゆうじゆん 6月中旬 ~ がつちゆうじゆん 7月中旬	だい かいほっかいどうしやう しやしさくすいしんしんぎかい ○第1回北海道障がい者施策推進審議会 けいかく こうせいあんきようぎ ・計画の構成案協議 かくけんとうぶかいおよ かんけいきようぎかいなごかいさい がつ がつ かいいていどかいさい ※各検討部会及び関係協議会等開催（6月～10月：3回程度開催） けいかく きほんてき かんが かつきようぎ ぶんやべつ げんじよう かいだふんせき けいかくそあんきようぎ ・計画の基本的な考え方協議、分野別の現状、課題分析、計画素案協議、
がつげじゆん 7月下旬 ~ がつじようじゆん 10月上旬	だい かいほっかいどうしやう しやしさくすいしんしんぎかい がつげじゆん ○第2回北海道障がい者施策推進審議会（8月下旬） けいかく きほんてき かんが かつきようぎ ・計画の基本的な考え方協議 ○タウンミーティングの開催（9月）
がつちゆうじゆん 10月中旬 ~ がつじようじゆん 1月上旬	だい かいほっかいどうしやう しやしさくすいしんしんぎかい がつちゆうじゆん ○第3回北海道障がい者施策推進審議会（10月中旬） けいかくそあんきようぎ そあんしゆうせい ・計画素案協議 ⇒ 素案修正 ○パブリックコメントの実施
がつちゆうじゆん 1月中旬 ~ がつじようじゆん 2月上旬	だい かいほっかいどうしやう しやしさくすいしんしんぎかい がつちゆうじゆん ○第4回北海道障がい者施策推進審議会（1月中旬） けいかくあんきようぎ けいかくあんしゆうせい ・計画案協議 ⇒ 計画案修正

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（国）に係る基本指針の見直しについて（概要）

1 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
  - 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間※はR6～8年度
- ※ 計画期間については、3年を1期として策定することを基本としつつ、道府県・市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能

2 基本指針見直しの主なポイント

- 入所等から地域生活への移行及び継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 地方分権提案に対する対応

3 成果目標 (R8年度末の目標)

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上</li> <li>・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減</li> </ul>
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上</li> <li>・精神病床の1年以上入院患者数：R2年度から3.3万人の減少</li> <li>・退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</li> </ul>
<p>③地域生活支援拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築、年1回以上の運用状況の検証と検討</li> <li>・強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握及び支援体制整備【新】</li> </ul>
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍</li> <li>・就労移行支援事業所終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】</li> <li>・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築のため、協議会を活用して推進【新】</li> </ul>
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所設置</li> <li>・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</li> <li>・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保</li> <li>・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保</li> <li>・医療的ケア児支援センターを設置【新】</li> <li>・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】</li> </ul>
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】</li> </ul>
<p>⑦障害福祉サービス等の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築</li> </ul>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）</p>	
<p>第1章 計画の基本的事項</p>	<p>1 計画策定の趣旨と目的</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 区域の設定</p>
<p>第2章 障がいのある人の現状等</p>	<p>1 障がいのある人の現状</p> <p>2 サービス提供体制の現状と評価</p> <p>3 主なサービス提供基盤の整備状況</p>
<p>第3章 計画推進のための基本的事項</p>	<p>1 第7期障がい福祉計画推進の基本方針</p>
<p>第4章 計画推進のための具体的な取組</p>	<p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>第2節 地域生活支援体制の充実</p> <p>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</p> <p>2 サービス提供基盤の整備</p> <p>3 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p>第3節 自立と社会参加の促進</p> <p>1 障がい児支援の充実</p> <p>2 発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>3 就労支援施策の充実・強化</p> <p>第4節 バリアフリー社会の実現</p> <p>1 権利擁護の推進</p> <p>2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p> <p>3 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>
<p>第5章 計画の推進管理</p>	<p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p>
<p>第6章 令和8年度の成果目標</p>	<p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 障害福祉サービス等の質の向上</p>

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）

第7章 サービス量の見込みと基盤整備

- 1 サービス量の基本的な考え方
- 2 居住系サービス
- 3 日中活動系サービス
- 4 訪問系サービス
- 5 障害児通所支援等
- 6 障害児入所施設
- 7 相談支援
- 8 発達障害者支援センターによる支援
- 9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量
- 10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量
- 11 圏域ごとのサービス量の見込み

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画 ・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）
<p>第1章 総論</p> <p>I 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨</li> <li>2 計画見直しの基本的な考え方</li> <li>3 計画の性格及び位置づけ</li> <li>4 計画の期間</li> <li>5 対象とする障がい者の範囲</li> <li>6 障がい保健福祉圏域</li> <li>7 計画の目標及び体系</li> </ol> <p>II 障がいのある人の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいのある人の現状</li> <li>2 障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題</li> </ol>	<p>第1 計画の基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨と目的</li> <li>2 計画の位置付け</li> <li>3 区域の設定</li> </ol> <p>第2 障がいのある人の現状等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいのある人の現状</li> <li>2 サービス提供体制の現状と評価</li> <li>3 主なサービス提供基盤の整備状況</li> </ol> <p>第3 計画推進のための基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第6期障がい福祉計画推進の基本方針</li> </ol>	<p>第1章 計画の基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨と目的</li> <li>2 計画の位置付け</li> <li>3 区域の設定</li> </ol> <p>第2章 障がいのある人の現状等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいのある人の現状</li> <li>2 サービス提供体制の現状と評価</li> <li>3 主なサービス提供基盤の整備状況</li> </ol> <p>第3章 計画推進のための基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第7期障がい福祉計画推進の基本方針</li> </ol>
<p>第2章 施策の方向と主要施策</p> <p>第1節 地域生活の支援体制の充実</p> <p>I 生活支援</p> <p>II 保健・医療</p> <p>第2節 自立と社会参加の促進</p> <p>III 療育・教育</p> <p>IV 就労支援</p> <p>V 社会参加</p> <p>第3節 バリアフリー社会の実現</p> <p>VI 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>VII 生活環境</p> <p>VIII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>	<p>第4 計画推進のための具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道障がい者条例の施策の推進</li> <li>2 権利擁護の推進</li> <li>3 地域生活支援体制の充実</li> <li>4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</li> <li>5 サービス提供基盤の整備</li> <li>6 障がい児支援の充実</li> <li>7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援</li> <li>8 精神保健福祉・医療施策の充実</li> <li>9 就労支援施策の充実・強化</li> <li>10 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</li> <li>11 安全確保に備えた地域づくりの推進</li> </ol>	<p>第4章 計画推進のための具体的な取組</p> <p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道障がい者条例の施策の推進</li> </ol> <p>第2節 地域生活支援体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</li> <li>2 サービス提供基盤の整備</li> <li>3 精神保健福祉・医療施策の充実</li> <li>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</li> </ol> <p>第3節 自立と社会参加の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい児支援の充実</li> <li>2 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援</li> <li>3 就労支援施策の充実・強化</li> </ol> <p>第4節 バリアフリー社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 権利擁護の推進</li> </ol>



<p>第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画 ・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）</p>
<p>第3章 計画の推進等</p> <p>I 計画推進のための実施計画</p> <p>II 計画の推進管理</p>	<p>第5章 計画の推進管理</p> <p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p> <p>第6章 令和5年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 就労支援に関する目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 【新】相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 【新】障害福祉サービス等の質の向上</p>	<p>第5章 計画の推進管理</p> <p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p> <p>第6章 令和8年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 障害福祉サービス等の質の向上</p>
	<p>第7章 サービス量の見込みと基盤整備</p> <p>1 サービス量の基本的な考え方</p> <p>2 居住系サービス</p> <p>3 日中活動系サービス</p> <p>4 訪問系サービス</p> <p>5 障害児通所支援等</p> <p>6 障害児入所施設</p> <p>7 相談支援</p> <p>8 発達障害者支援センターによる支援</p> <p>9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量</p> <p>10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量</p> <p>11 圏域ごとのサービス量の見込み</p>	<p>第7章 サービス量の見込みと基盤整備</p> <p>1 サービス量の基本的な考え方</p> <p>2 居住系サービス</p> <p>3 日中活動系サービス</p> <p>4 訪問系サービス</p> <p>5 障害児通所支援等</p> <p>6 障害児入所施設</p> <p>7 相談支援</p> <p>8 発達障害者支援センターによる支援</p> <p>9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量</p> <p>10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量</p> <p>11 圏域ごとのサービス量の見込み</p>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の推進項目と推進施策（案）

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（推進項目と推進施策）

<p><b>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</b></p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>① 北海道障がい者条例の施策の推進</p>
<p><b>第2節 地域生活支援体制の充実</b></p> <p>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</p> <p>① 相談支援体制の確保</p> <p>② 障がい者の地域生活への移行促進</p> <p>③ 地域生活支援拠点の整備</p> <p>④ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</p> <p>2 サービス提供基盤の整備</p> <p>① 住まいの基盤整備の充実</p> <p>② 日中活動サービスの充実</p> <p>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</p> <p>④ 共生型地域福祉拠点の整備推進</p> <p>⑤ 地域間格差の縮小</p> <p>⑥ 施設による支援</p> <p>3 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>① 地域生活を支える体制の整備</p> <p>② 保健・医療の推進</p> <p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p>① 人材の確保・養成</p> <p>② サービスの質の向上</p>
<p><b>第3節 自立と社会参加の促進</b></p> <p>1 障がい児支援の充実</p> <p>① 子どもの発達支援の充実</p> <p>② 家族への支援</p> <p>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</p> <p>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備</p> <p>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援</p> <p>2 発達障がいのある人や医療を医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>① 発達障がいのある人への支援の充実</p> <p>② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援</p> <p>③ 難病等である人への支援</p> <p>3 就労支援施策の充実・強化</p> <p>① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</p> <p>② 一般就労の推進</p> <p>③ 多様な就労の機会の確保</p> <p>④ 福祉的就労の底上げ</p> <p>4 自立と社会参加の促進</p> <p>① 自立と社会参加の促進</p>

<small>だい き ほっかいどうしやう しゃきほんけいかく だい き ほっかいどうしやう ふくしけいかく どうごうあん すいしんこうもく すいしんしきく</small> 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（推進項目と推進施策）	
<small>だい4せつ</small> <b>第4節 <u>バリアフリー社会の実現</u></b>	
<small>けんりようご すいしん</small> <b>1 権利擁護の推進</b>	<small>く かいしやう とりくみ</small> 暮らしづらさを解消するための取組み
① <small>ぎやくたい ぼうし</small> 虐待の防止	② <small>さべつとう かいしやう とりくみ すいしん</small> 差別等を解消するための取組の推進
③ <small>い しけつていしえん すいしん</small> 意思決定支援の推進	
<small>ほっかいどう い し そつうしえんじやうれい しゅわげんごじやうれい しきく すいしん</small> <b>2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</b>	① <small>ほっかいどう い し そつうしえんじやうれい しきく すいしん</small> 北海道意思疎通支援条例の施策の推進
② <small>ほっかいどう しゅわげんごじやうれい しきく</small> 北海道手話言語条例の施策の推進	
<small>あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</small> <b>3 安全確保に備えた地域づくりの推進</b>	① <small>あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</small> 安全確保に備えた地域づくりの推進

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の推進項目と推進施策（案）

<p>第2期北海道障がい者基本計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案） (推進項目と推進施策)</p>
	<p>1 北海道障がい者条例の施策の推進（→第1節1へ項目変更） ① 北海道障がい者条例の施策の推進</p>	<p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進（第6期計画1から移行） 1 北海道障がい者条例の施策の推進 ① 北海道障がい者条例の施策の推進</p>
<p>第1節 地域生活の支援体制の充実 I 生活支援 ① 生活支援体制整備の充実（第2節1へ移行） ② 相談支援体制・地域移行支援の充実 ③ 意思決定支援の推進 ④ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実 ⑤ 人材の養成・確保 ⑥ 生活安定施策の推進</p>	<p>2 権利擁護の推進（→第4節1へ項目変更） ① 暮らしづらさを解消するための取組 ② 虐待の防止 ③ 差別等を解消するための取組の推進 ④ 意思決定支援の推進</p>	<p>第2節 地域生活支援体制の充実 1 相談支援体制・地域移行支援の充実（第6期計画3から移行） ① 相談支援体制の確保 ② 障がい者の地域生活への移行促進 ③ 地域生活支援拠点の整備 ④ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</p>
<p>II 保健・医療 ① 適切な保健・医療の提供 ② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ③ 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実 ※保健・医療の項目全般について、それぞれの該当部分に移行 ⇒第2節1、第3節1、第3節2へ</p>	<p>3 地域生活支援体制の充実（→第2節1へ（④除く）） ① 相談支援体制の確保 ② 障がい者の地域生活への移行促進 ③ 地域生活支援拠点等の整備 ④ 自立と社会参加の促進（→第3節4へ） ⑤ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</p>	<p>2 サービス提供基盤の整備（第6期計画5から移行） ① 住まいの基盤整備の充実 ② 日中活動サービスの充実 ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実 ④ 共生型地域福祉拠点の整備推進 ⑤ 地域間格差の縮小 ⑥ 施設による支援</p>
	<p>4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進（→第4節2へ） ① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進 ② 北海道手話言語条例の施策の推進</p>	<p>3 精神保健福祉・医療施策の充実（第6期計画8から移行） ① 地域生活を支える体制の整備 ② 保健・医療の推進</p>

<p>第2期北海道障がい者基本計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案) (推進項目と推進施策)</p>
	<p>5 サービス提供基盤の整備(→第2節2へ)</p> <p>① 住まいの基盤整備の充実</p> <p>② 日中活動サービスの充実</p> <p>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</p> <p>④ 共生型地域福祉拠点の取組の推進</p> <p>⑤ 地域間格差の縮小</p> <p>⑥ 施設による支援</p>	<p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 (第6期計画10から移行)</p> <p>① 人材の確保・養成</p> <p>② サービスの質の向上</p>
<p>第2節 自立と社会参加の促進 Ⅲ 療育・教育</p> <p>① 障がいのある子どもに対する支援の充実</p> <p>② 学校教育の充実</p> <p>③ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実</p>	<p>6 障がい児支援の充実(→第3節1へ)</p> <p>① 子どもの発達支援の充実</p> <p>② 家族への支援</p> <p>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</p> <p>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備</p> <p>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援</p>	<p>第3節 自立と社会参加の促進 1 障がい児支援の充実(第6期計画6から移行)</p> <p>① 子どもの発達支援の充実</p> <p>② 家族への支援</p> <p>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</p> <p>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備</p> <p>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援</p>
<p>Ⅳ 就労支援</p> <p>① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</p> <p>② 一般就労の推進</p> <p>③ 多様な就労の機会の確保</p> <p>④ 福祉的就労の底上げ</p>	<p>7 発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援(→第3節2へ)</p> <p>① 発達障がいのある人への支援の充実</p> <p>② 医療を必要とする在宅の障がい児者への支援</p> <p>③ 難病等である人への支援</p>	<p>2 発達障がいのある人や医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある人等への支援(第6期計画7から移行)</p> <p>① 発達障がいのある人への支援の充実</p> <p>② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援</p> <p>③ 難病等である人への支援</p>

<p>だい きほつかいどうしやう しや きほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画 すいしんこうもく すいしん しさく (推進項目と推進施策)</p>	<p>だい きほつかいどうしやう ふく しけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 すいしんこうもく すいしん しさく (推進項目と推進施策)</p>	<p>だい きほつかいどうしやう しや きほんけいかく だい きほつかいどうしやう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障 がい福祉計画(統合案)(推進項目と推進施策)</p>
<p>V <b>社会参加</b> しゃかいさんか ① 社会参加の促進 しゃかいさんか そくしん ② スポーツ・文化活動の振興 ぶんかかつどう しんこう ③ 生涯学習機会の充実 しょうがいがくしゅうきかい じゅうじつ</p>	<p>8 <b>精神保健福祉・医療施策の充実</b>(→第2節3へ) せいしんほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ だい せつ ① 地域生活を支える体制の整備 ちいきせいかつ ささ たいせい せいび ② 保健・医療の推進 ほけん いりょう すいしん</p>	<p>3 <b>就労支援施策の充実・強化</b>(第6期計画9から移行) しゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか だい きけいかく ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり どうみん きぎょう ぎょうせいどう いったい おうえんたいせい ② 一般就労の推進 いっぱんしゅうろう すいしん ③ 多様な就労の機会の確保 たよう しゅうろう きかい かくほ ④ 福祉的就労の底上げ ふくしてきしゅうろう そこあ</p>
		<p>4 <b>自立と社会参加の促進</b>(第6期計画3-④から移行) じりつ しやかいさんか そくしん だい きけいかく ① 自立と社会参加の促進 じりつ しやかいさんか そくしん</p>
<p>だい せつ 第3節 <b>バリアフリー社会の実現</b> しゃかい じつげん VI <b>差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b> さべつ かいしょう けんりようご すいしんおよ ぎやくたい ぼうし ① 権利擁護の推進・虐待の防止 けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし ② 成年後見制度等の活用促進 せいねんこうけんせいどう かつようそくしん ③ 理解の促進(→第4節1へ移行) りかい そくしん だい せつ いこう ④ 地域福祉活動の推進 ちいきふくしかつどう すいしん</p>	<p>9 <b>就労支援施策の充実・強化</b>(→第3節3へ) しゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか だい せつ ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり どうみん きぎょう ぎょうせいどう いったい おうえんたいせい ② 一般就労の推進 いっぱんしゅうろう すいしん ③ 多様な就労の機会の確保 たよう しゅうろう きかい かくほ ④ 福祉的就労の底上げ ふくしてきしゅうろう そこあ</p>	<p>だい せつ 第4節 <b>バリアフリー社会の実現</b> しゃかい じつげん 1 <b>権利擁護の推進</b> けんりようご すいしん ① 暮らしづらさを解消するための取組み く かいしょう とりくみ ② 虐待の防止 ぎやくたい ぼうし ③ 差別等を解消するための取組の推進 さべつどう かいしょう とりくみ すいしん ④ 意思決定支援の推進 いしけつていしえん すいしん</p>
<p>せいかつかんきやう VII <b>生活環境</b> す ① 住まい・まちづくりの推進(→第2節2へ移行) すいしん だい せつ いこう ② 移動・交通のバリアフリーの促進(→第2節2へ移行) いどう こうつう そくしん だい せつ いこう ③ 防災・防犯対策の推進 ぼうさい ぼうはんたいさく すいしん</p>	<p>10 <b>多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</b> たよう じんざい かくほ ぼうせいおよ しつ こうじやう (→第2節4へ) だい せつ ① 人材の確保・養成 じんざい かくほ ぼうせい ② サービスの質の向上 しつ こうじやう</p>	<p>2 <b>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</b>(第6期計画4から移行) ほっかいどういしそつうしえんじやうれい しゅわげんごじやうれい しさく ① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進 ほっかいどういしそつうしえんじやうれい しさく すいしん ② 北海道手話言語条例の施策の推進 ほっかいどうしゅわげんごじやうれい しさく すいしん</p>
<p>じやうほう VIII <b>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b> じやうほう ① 情報通信における情報アクセシビリティの向上(第4節2へ移行) せつ いこう ② 意思疎通支援の充実 いしそつうしえん じゅうじつ ③ 選挙等における配慮(第4節2へ移行) せんきよとう はいりよ だい せつ いこう</p>	<p>11 <b>安全確保に備えた地域づくりの推進</b>(→第4節3へ) あんぜんかくほ そな ちいき すいしん だい せつ ① 安全確保に備えた地域づくりの推進 あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</p>	<p>3 <b>安全確保に備えた地域づくりの推進</b> あんぜんかくほ そな ちいき すいしん ① 安全確保に備えた地域づくりの推進 あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</p>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の成果目標（案）

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（統合案）（成果目標）

令和8年度の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

- 地域生活移行者数
- 令和4年度末の入所者数の〇%以上
- 施設入所者数の減少見込み
- 令和4年度末の入所者の〇%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

- 入院3か月時点の退院率 68.9%以上
- 入院後6か月時点の退院率 84.5%以上
- 入院後1年時点の退院率 91.0%以上
- 1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減
- 1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減
- 精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇 325.3日以上

3 地域生活支援拠点の整備目標

- 各市町村に地域生活支援拠点を設置（共同設置可）

4 福祉施設から一般就労への移行目標

- 令和3年度の一般就労移行者の1.28倍以上
- 令和3年度の就労移行支援利用者の1.31倍以上
- 就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上
- 就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上
- 就労定着支援利用者は、令和3年度実績の1.41倍以上
- 就労移行支援事業から一般就労移行者5割以上を5割以上
- 就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上
- 地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）等を設けて取組を推進
- 目標工賃（都道府県の工賃向上計画）
- 優先調達方針に基づく調達目標金額（都道府県の方針）
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
- 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数

5 障がい児支援の提供体制の整備目標

- 市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置
- 全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備
- 都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置
- 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置
- 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。
- 障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

第3期 障がい者基本計画・第7期 障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)

6 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村に基幹相談支援センターを設置 (共同設置可)

7 障害福祉サービス等の質の向上

- ・「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、相談支援専門員等に対して意思決定支援に関する研修を推進



第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の成果目標（案）

<p>第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (成果目標)</p>	<p>第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)</p>
<p>成果目標は設定せず、北海道障がい福祉計画を実施計画として位置づけ推進管理</p>	<p>令和5年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活移行者数</li> <li>令和元年度末の入所者数の2.4%以上</li> <li>施設入所者数の減少見込み</li> <li>令和元年度末の入所者の4.3%以上削減</li> </ul>	<p>令和8年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活移行者数</li> <li>令和4年度末の入所者数の〇%以上</li> <li>施設入所者数の減少見込み</li> <li>令和4年度末の入所者の〇%以上削減</li> </ul>
	<p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院3か月時点の退院率69%以上</li> <li>入院後6か月時点の退院率86%以上</li> <li>入院後1年時点の退院率92%以上</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減</li> <li>精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇 316日以上</li> </ul>	<p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院3か月時点の退院率68.9%以上</li> <li>入院後6か月時点の退院率84.5%以上</li> <li>入院後1年時点の退院率91.0%以上</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減</li> <li>精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇 325.3日以上</li> </ul>
	<p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備</li> <li>年1回以上運用状況を検証、検討</li> </ul>	<p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村に地域生活支援拠点を設置(共同設置可)</li> </ul>

<p>だい きほつかいどうしょう しゃ きほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい きほつかいどうしょう ふく しけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (成果目標)</p>	<p>だい きしょう しゃ きほんけいかく だい きしょう ふく しけいかく 第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)</p>
	<p><b>4 福祉施設から一般就労への移行目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の一般就労移行者の1.27倍以上</li> <li>平成28年度の就労移行支援利用者の1.3倍以上</li> <li>就労継続支援A型事業は、令和元年度の移行実績の概ね1.26倍以上</li> <li>就労継続支援B型事業は、令和元年度の移行実績の概ね1.23倍以上</li> </ul> <p>就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着率が8割以上の事業所を7割以上</li> </ul> <p>目標工賃(都道府県の工賃向上計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優先調達方針に基づく調達目標金額(都道府県の方針)</li> <li>障がい者に対する職業訓練の受講者数</li> <li>福祉施設から公共職業安定所への誘導者数</li> <li>福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数</li> <li>公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数</li> </ul>	<p><b>4 福祉施設から一般就労への移行目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の一般就労移行者の1.28倍以上</li> <li>令和3年度の就労移行支援利用者の1.31倍以上</li> <li>就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上</li> <li>就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上</li> <li>【新】就労定着支援利用者は、令和3年度実績の1.41倍以上</li> <li>就労移行支援事業から一般就労移行者5割以上の事業所を5割以上</li> <li>就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上</li> <li>【新】地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進</li> <li>目標工賃(都道府県の工賃向上計画)</li> <li>優先調達方針に基づく調達目標金額(都道府県の方針)</li> <li>障がい者に対する職業訓練の受講者数</li> <li>福祉施設から公共職業安定所への誘導者数</li> <li>福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数</li> <li>公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数</li> </ul>

<p>だい きほつかいどうしよう しや きほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい きほつかいどうしよう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 せい かもくひよう (成果目標)</p>	<p>だい きしよう しやきほんけいかく だい きしよう ふくしけいかく 第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 とうごうあん せい かもくひよう (統合案) (成果目標)</p>
	<p><b>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置</li> <li>・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備</li> <li>・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。</li> </ul>	<p><b>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置</li> <li>・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備</li> <li>・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。</li> <li>・【新】障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</li> </ul>
	<p><b>6 相談支援体制の充実・強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保</li> </ul>	<p><b>6 相談支援体制の充実・強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【新】各市町村に基幹相談支援センターを設置(共同設置可)</li> </ul>
	<p><b>7 障害福祉サービス等の質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築</li> </ul>	<p><b>7 障害福祉サービス等の質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、相談支援専門員等に対して意思決定支援に関する研修を推進</li> </ul>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の  
サービス量の見込みと基盤整備（案）

<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（サービス量の見込みと基盤整備）</p>	
1	<p>サービス量の基本的な考え方</p>
2	<p>居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助（利用者数）</li> <li>共同生活援助（利用者数）</li> <li>施設入所支援（利用者数）</li> </ul>
3	<p>日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）</li> <li>就労選択支援（利用者数）</li> <li>就労移行支援（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援A型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援B型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労定着支援（利用者数）</li> <li>療養介護（利用者数）</li> <li>短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）</li> </ul>
4	<p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数・利用時間数）</li> </ul>
5	<p>精神障害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者における地域移行支援（利用者数）</li> <li>精神障がい者における地域定着支援（利用者数）</li> <li>精神障がい者における共同生活援助（利用者数）</li> <li>精神障がい者における自立生活援助（利用者数）</li> <li>精神障がい者における自立訓練（生活訓練）（利用者数）</li> <li>精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数</li> </ul>
6	<p>障害児通所支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援（利用児童数・利用日数）</li> <li>放課後等デイサービス（利用児童数・利用日数）</li> <li>保育所等訪問支援（利用児童数・利用日数）</li> <li>居宅訪問型児童発達支援（利用児童数・利用日数）</li> <li>医療的ケア児等コーディネーターの配置</li> </ul>
7	<p>障害児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設（利用児童数）</li> <li>医療型障害児入所施設（利用児童数）</li> </ul>
8	<p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援（利用者数）</li> <li>地域移行支援（利用者数）</li> <li>地域定着支援（利用者数）</li> </ul>

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（サービス量の見込みと基盤整備）

9 発達障害者支援センターによる支援

- ・ 関係機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ 相談件数
- ・ 関係機関への助言件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数
- ・ ペアレントメンターの人数
- ・ ピアサポートの活動への参加人数

10 地域生活支援拠点の機能

- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

11 福祉サービス等の質の向上

- ・ 指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無及び共有回数
- ・ 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修修了者数の見込み及び意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み

12 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量

13 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量

14 圏域ごとのサービス量の見込み

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）のサービス量の見込みと基盤整備（案）

<p>第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
<p>サービス見込み量は設定せず、北海道障がい福祉計画を実施計画として位置づけ推進管理</p>	<p>1 サービス量の基本的な考え方</p>	<p>1 サービス量の基本的な考え方</p>
	<p>2 居住系サービスの必要見込量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助（利用者数）</li> <li>共同生活援助（利用者数）</li> <li>施設入所支援（利用者数）</li> </ul>	<p>2 居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助（利用者数）</li> <li>共同生活援助（利用者数）</li> <li>※重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい</li> <li>施設入所支援（利用者数）</li> <li>※令和8年度末において令和4年度末時点の入所者数の5%以上を削減</li> </ul>
	<p>3 日中活動系サービスの必要見込量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）</li> <li>就労移行支援（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援A型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援B型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労定着支援（利用者数）</li> <li>療養介護（利用者数）</li> <li>短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）</li> </ul>	<p>3 日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護（利用者数・利用日数）</li> <li>※重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい</li> <li>自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）</li> <li>【新】就労選択支援（利用者数）</li> <li>就労移行支援（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援A型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援B型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労定着支援（利用者数）</li> <li>療養介護（利用者数）</li> <li>短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）</li> </ul>

<p>だい き ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい き ほっかいどうしょう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>だい き ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい き ほっかいどうしょう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
		<p>じゅうどうしょうがいしゃ こべつ りようしゃすう みこ せってい ※重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい</p>
	<p>ほうもんけい 4 訪問系サービス きょたくかいご じゅうどうほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 じゅうどうしょうがいしゃとうほうかつしえん りようしゃすう りようじかんすう 重度障害者等包括支援(利用者数・利用時間数)</p>	<p>ほうもんけい 4 訪問系サービス きょたくかいご じゅうどうほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 じゅうどうしょうがいしゃとうほうかつしえん りようしゃすう りようじかんすう 重度障害者等包括支援(利用者数・利用時間数)</p>
<p>せってい 設定なし</p>		<p>5 精神障害者への支援 せいしんしょうがいしゃ しえん せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん りようしゃすう ・精神障がい者における地域移行支援(利用者数) せいしんしょう しゃ ちいきていちゃく りようしゃすう ・精神障がい者における地域定着支援(利用者数) せいしんしょう しゃ きょうどうせいかつ りようしゃすう ・精神障がい者における共同生活援助(利用者数) せいしんしょう しゃ じりつせいかつえんじょ りようしゃすう ・精神障がい者における自立生活援助(利用者数) しん せいしんしょう しゃ じりつくんれん せいかつ ・【新】精神障がい者における自立訓練(生活訓練)(利用者数) くんれん りようしゃすう せいしん びょうしょう たいいんご い さきべつ たいいん ・精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数</p>

<p>だい き ほっかいどうしやう しやきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう しやきほんけいかく だい き ほっかいどうしやう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
	<p>5 しょうがいじつしよしえん 障害児通所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ じどうはつたつしえん りやうじどうすう りやうにつすう 児童発達支援(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ いりやうがたじどうはつたつしえん りやうじどうすう りやうにつすう 医療型児童発達支援(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ ほうかごとう りやうじどうすう りやうにつすう 放課後等デイサービス(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ ほいくじよとうほうもんしえん りやうじどうすう りやう 保育所等訪問支援(利用児童数・利用日数)</li> </ul>	<p>6 しょうがいじつしよしえんと 障害児通所支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ じどうはつたつしえん りやうじどうすう りやうにつすう 児童発達支援(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ ほうかごとう りやうじどうすう りやうにつすう 放課後等デイサービス(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ ほいくじよとうほうもんしえん りやうじどうすう りやうにつすう 保育所等訪問支援(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ きよたくほうもんがたじどうはつたつしえん りやうじどうすう りやうにつすう 居宅訪問型児童発達支援(利用児童数・利用日数)</li> <li>・ いりやうてき しなご はいち 医療的ケア児等コーディネーターの配置</li> </ul>
	<p>6 しょうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふくしがたしやうがいじにゆうしよしせつ りやうじどうすう 福祉型障害児入所施設(利用児童数)</li> <li>・ いりやうがたしやうがいじにゆうしよしせつ りやうじどうすう 医療型障害児入所施設(利用児童数)</li> </ul>	<p>7 しょうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふくしがたしやうがいじにゆうしよしせつ りやうじどうすう 福祉型障害児入所施設(利用児童数)</li> <li>・ いりやうがたしやうがいじにゆうしよしせつ りやうじどうすう 医療型障害児入所施設(利用児童数)</li> </ul>
	<p>7 そうだんしえん 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けいかくそうだんしえん りやうしやすう 計画相談支援(利用者数)</li> <li>・ ちいきいこうしえん りやうしやすう 地域移行支援(利用者数)</li> <li>・ ちいきていちゃくしえん りやうしやすう 地域定着支援(利用者数)</li> <li>・ しょうがいじそうだんしえん りやうじどうすう 障害児相談支援(利用児童数)</li> </ul>	<p>8 そうだんしえん 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けいかくそうだんしえん りやうしやすう 計画相談支援(利用者数)</li> <li>・ ちいきいこうしえん りやうしやすう 地域移行支援(利用者数)</li> <li>・ ちいきていちゃくしえん りやうしやすう 地域定着支援(利用者数)</li> </ul>
	<p>8 ほんたつしやうがいしやしえん 発達障害者支援センターによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんけいきかん ちいきじゆうみん けんしゆう けいはつけんすう 関係機関や地域住民への研修、啓発件数</li> <li>・ そうだんけんすう 相談件数</li> <li>・ かんけいきかん じよげんけんすう 関係機関への助言件数</li> </ul>	<p>9 ほんたつしやうがいしやしえん 発達障害者支援センターによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんけいきかん ちいきじゆうみん けんしゆう けいはつけんすう 関係機関や地域住民への研修、啓発件数</li> <li>・ そうだんけんすう 相談件数</li> <li>・ かんけいきかん じよげんけんすう 関係機関への助言件数</li> <li>・ ぺारेんととれいんぐやぺारेんとぷろぐら ム等の受講者数</li> <li>・ ぺारेんとメンターの人数</li> <li>・ ぴあサポートの活動への参加人数</li> </ul>



<p>だい き ほっかいどうしやう しやきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう しやきほんけいかく だい き ほっかいどうしやう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
<p>せってい 設定なし</p>	<p>せってい 設定なし</p>	<p>10 ちいきせいかつしえんきよてん きのう 地域生活支援拠点の機能 ・地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた けんしやうおよ けんとう じっしかいすう 検証及び検討の実施回数</p>
<p>せってい 設定なし</p>	<p>せってい 設定なし</p>	<p>11 ふくし とう しつ こうじやう 福祉サービス等の質の向上 ・指導監査結果の関係市町村との共有体制の う む およ きやうゆうかいすう 有無及び共有回数 ・【新】<u>そうだんしえんせんもんいん</u>・<u>かんりせきにんしや</u> <u>しん</u> <u>そうだんしえんせんもんいん</u>・<u>かんりせきにんしや</u> 児童発達支援管理者研修修了者数の見込み およ い しけつていしえん かつよう 及び意思決定支援ガイドラインを活用した けんしゆう じっしかいすう しゆうりやうしやすう みこ 研修の実施回数及び修了者数の見込み</p>
<p>9 ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(道事業)の必要見込量</p>	<p>9 ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(道事業)の必要見込量</p>	<p>12 ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(道事業)の必要見込量</p>
<p>10 ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(市町村事業)の必要見込量</p>	<p>10 ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(市町村事業)の必要見込量</p>	<p>13 ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(市町村事業)の必要見込量</p>
<p>11 けんいき りやう みこ 圏域ごとのサービス量の見込み</p>	<p>11 けんいき りやう みこ 圏域ごとのサービス量の見込み</p>	<p>14 けんいき りやう みこ 圏域ごとのサービス量の見込み</p>

1 第1回自立支援協議会各部会における検討事項

<p>けんとうぶかい 検討部会として位置づける組織</p>	<p>5 計画推進のための基本的事項</p>
<p>ほつかいどうじりつしえんきようぎかい 北海道自立支援協議会</p>	<p>◎各部会の検討状況取りまとめ・総括審議</p>
<p>ちいきいこうぶかい 地域移行部会</p>	<p>2 ちいきせいかつしえんたいせい じゆうじつ Ⅱ 地域生活支援体制の充実 ② 相談支援体制の充実、地域移行支援の充実 ○生活支援体制の充実 ○相談支援体制・地域移行支援の充実・強化 ③ サービス提供基盤の整備 ④ 保健福祉・医療施策の充実 ⑤ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上 ○サービスの質の向上 ⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着 ○読書バリアフリーの推進</p>
<p>じんざいいくせいぶかい 人材育成部会</p>	<p>2 ちいきせいかつしえんたいせい じゆうじつ Ⅱ 地域生活支援体制の充実 ⑤ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上 ○人材の確保・定着・養成について</p>
<p>ちいき 地域づくり こーていねーたーぶかい コーディネーター部会</p>	<p>2 ちいきせいかつしえんたいせい じゆうじつ Ⅱ 地域生活支援体制の充実 ② 相談支援体制・地域移行支援の充実 ○生活支援体制の充実 ○相談支援体制・地域移行支援の充実・強化</p>

2 部会における今後の検討スケジュール（予定）について

	けんとうないようとう 検討内容等
<p>がつ 7月30日</p>	<p>○北海道自立支援協議会（計画策定について）</p>
<p>がつ 8月</p>	<p>○第2回 北海道障がい者施策推進審議会（基本的考え方（案）協議）</p>
<p>がつ 8月下旬 ~9月上旬</p>	<p>○第2回 各部会開催（計画たたき台）</p>
<p>がつ 9月</p>	<p>○タウンミーティングの開催</p>
<p>がつ 9月下旬 ~10月上旬</p>	<p>○第3回 各部会・第2回 北海道自立支援協議会開催（計画素案協議）</p>
<p>がつ 10月</p>	<p>○第3回 北海道障がい者施策推進審議会（計画素案協議）</p>
<p>がつ 12月~</p>	<p>○パブリックコメントの実施</p>
<p>がつ 1月</p>	<p>○第4回 北海道障がい者施策推進審議会（計画案協議）</p>

だい きほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう  
**第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）**  
 きほんてき かんが かつ げんあん がいようばん  
**【基本的な考え方】原案 概要版**

1 けいかくさくてい もくてきとう  
**計画策定の目的等**

<p>(1) けいかくさくてい しゅしおよ もくてき  <b>計画策定の趣旨及び目的</b></p> <p>こんかい どう しょう ふくししやく きほんてき ほうこうせい しめ ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく              今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれ              にもとづく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の              2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3              期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」を策定します。              なお、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の              確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての              障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。</p>
<p>(2) けいかくきかんおよ ないよう  <b>計画期間及び内容</b></p> <p>れいわ ねんど ねんど ねんど ねんかん けいかくきかん りょう みこ とう              令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、サービス量の見込み等につ              いて定めます。              なお、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の              策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行います。</p>
<p>(3) たいしょう しょう しゃ ほんい  <b>対象とする障がい者の範囲</b></p> <p>しょうがいしゃきほんほう もと しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう              障害者基本法に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な              制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでいます。</p>
<p>(4) しょう ほけんふくしけんいき  <b>障がい保健福祉圏域</b></p> <p>ほっかいどうしょう ほけんふくしけんいき せつてい ほけん いりょう ふくし じゅうそうてき              北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワー              クを推進します。              なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。</p>

2 けいかく いちづ  
**計画の位置付け**

<p>しょうがいしゃきほんほう もと どうふけんしょうがいしゃけいかく どう さくてい              障害者基本法に基づき都道府県障害者計画として道が策定するものです。              なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項              を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>
---

3 けいかく さくていたいせい  
**計画の策定体制**

<p>(1) けいかく さくていたいせい  <b>計画の策定体制</b></p> <p>しょうがいしゃきほんほう もと せつ              障害者基本法に基づき設              置している「北海道障がい者              施策推進協議会」において              協議。</p>	<p>(2) しちょうそん れんけい  <b>市町村との連携</b></p> <p>21の障がい保健福              祉圏域ごとに設置してい              る「障がい者福祉計画              等圏域連絡協議会」にお              いて意見交換。</p>	<p>(3) どうみんとう いけんほんえい  <b>道民等の意見反映</b></p> <p>道内各地域でタウ              ンミーティングを              開催するとともに、パ              ブリックコメントを              実施。</p>
---	--	--

#### 4 計画策定のポイント

本年5月に示された、国の基本的な指針に即して策定。

なお、計画の統合に際しては、成果目標などより具体的な取組に関する記載がある「障がい福祉計画」を基本に、施策の推進項目については、柱立てを「障がい者基本計画」とおりとし、双方の計画から記載が適当と思われる項目や内容を移行します。

#### 5 計画推進のための基本的な事項

##### (1) 目指す方向

地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を推進します。

##### (2) 計画推進のための基本的な考え方

###### ① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。

###### ② 生活支援体制・地域移行支援の充実

施設入所者の意向を把握し、関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、ライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や、在宅で生活する障がいのある人が高齢等になった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの充実、地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

###### ③ サービス提供基盤の整備

圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めるとともに、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

#### ④ 保健福祉・医療施策の充実

障がいのある人が身近な地域において、保健サービスや医療等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療を推進します。

また、精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

#### ⑤ 人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行い、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

#### ⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築や、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、児童が18歳以降、環境を円滑に移行するための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもたちや難聴児への支援の充実など、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

#### ⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援や、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

#### ⑧ 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進め、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

#### ⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

⑩ 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

⑪ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進するとともに、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

⑫ 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

7 策定スケジュール

6月	北海道障がい者施策推進審議会
8月	北海道障がい者施策推進審議会
9月	計画（基本的な考え方）～議会報告 ・タウンミーティング
10月	北海道障がい者施策推進審議会
11月	計画（素案）～議会報告
12月	計画（素案）に対するパブリックコメント
1月	北海道障がい者施策推進審議会
2月	計画（案）～議会報告
3月	計画策定

だい き ほっかいどうしょう しやきほんけいかく  
第3期北海道障がい者基本計画・  
だい き ほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう  
第7期北海道障がい福祉計画（仮称）  
きほんてき かんが かつ げんあん  
基本的な考え方 原案

1 計画策定の目的等

(1) 計画策定の趣旨及び目的

① 道では、平成25年3月に、計画期間を令和5年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、また、令和3年3月に、計画期間を令和6年3月までとする「第6期北海道障がい福祉計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできました。

今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」（以下「この計画」という。）を策定します。

② 障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、令和4年12月に障害者総合支援法、同年6月に児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

③ 道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととします。

なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の2に基づき策定する「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

(2) 計画期間及び内容

国の障害者基本計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すことを基本としつつ都道府県が地域の実情等を考慮して柔軟な期間設定を行うことが可能とされており、今回統合して策定するこの計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第6期障がい福祉計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、サービス量の見込み等について定めるものとします。

なお、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の

策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行うこととします。

市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。

### (3) 対象とする障がい者の範囲

- ① 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。
- ② また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。
- ③ こうしたことから、この計画では、障害者基本法第2条の規定に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでおります。

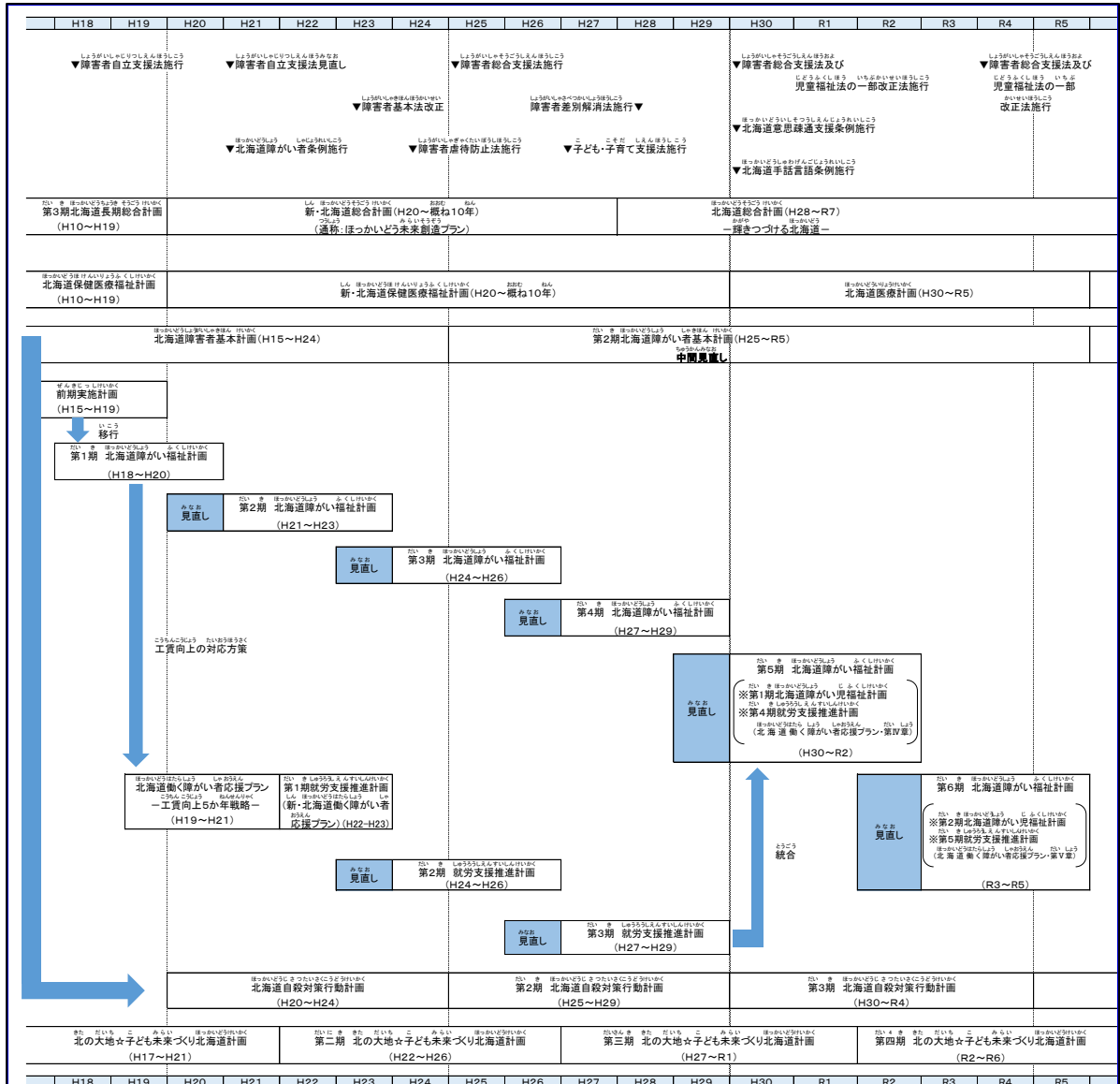
### (4) 障がい保健福祉圏域

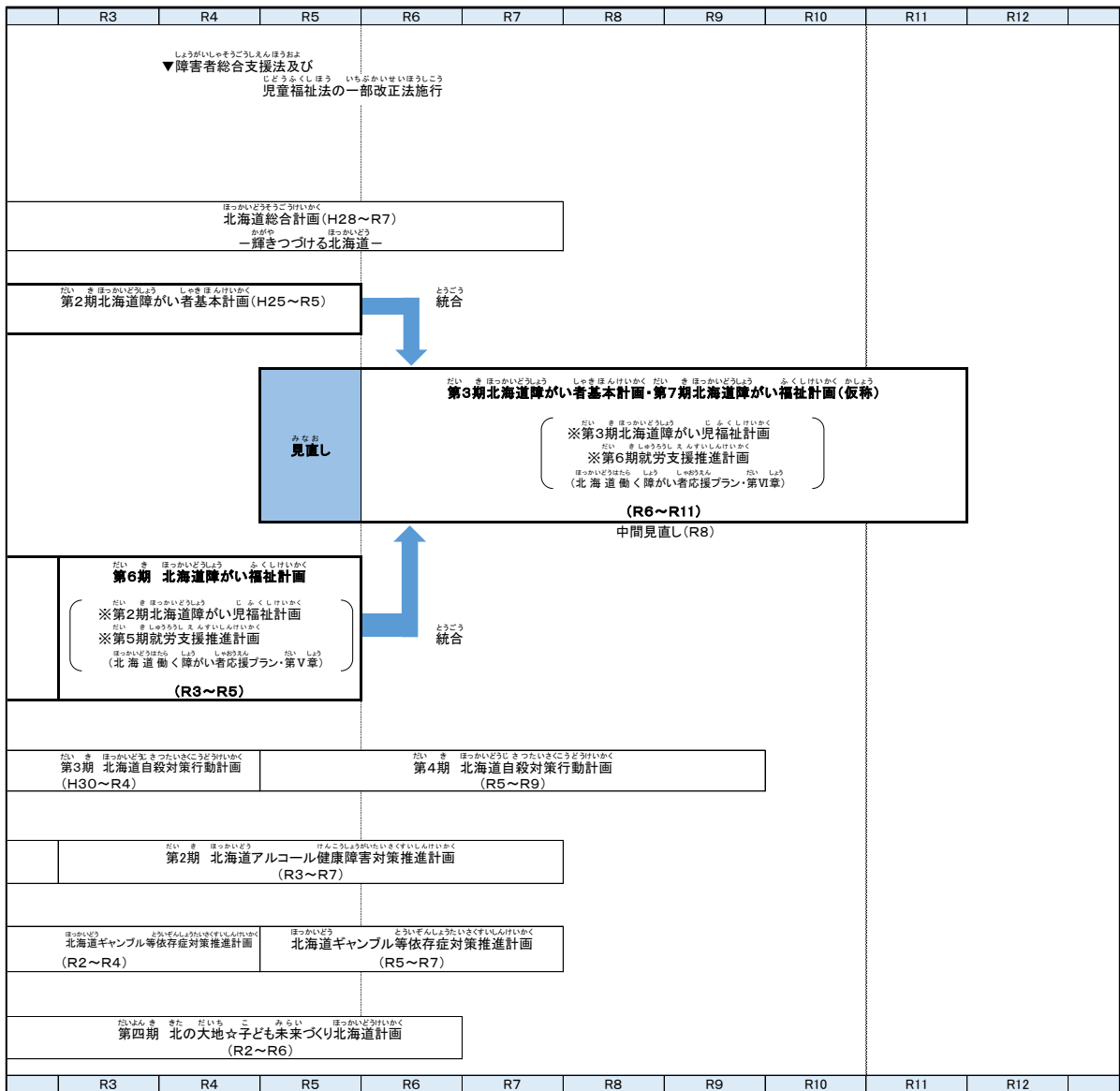
北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。

なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。



図1 けいかく いちづ 【計画の位置付け】





## 2 計画の位置付け

この計画は、**長期的展望**にたった**北海道づくり**の**基本的方向**を定める「**北海道総合計画一輝きつづける北海道**」(平成28年度～令和7年度)の「**生活・安心**(いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす)」の障がい施策分野における個別計画で、**障害者基本法**第11条第2項に基づく**都道府県障害者計画**として道が策定するものです。

なお、**社会福祉法**その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと**調和**を保ちながら策定します。

## 3 計画の策定体制等

### (1) 計画の策定体制

#### ① 審議会等における協議

計画の策定に係る**総括的**な協議は、**障害者基本法**に基づき設置する「**北海道障がい者施策推進審議会**」において協議します。

なお、**道内**の**相談支援**や**就労支援**などの**各個別検討事項**については、「**北海道自立支援協議会**」や「**北海道障がい者就労支援推進委員会**」などにおいて個別に協議します。

#### ② 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。

(2) 市町村との連携

市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

4 計画策定のポイント

計画は、国が策定作業を進めている「第5次障害者基本計画」や本年5月に国から示された基本指針に則して策定することとし、成果目標については、「第2期北海道障がい者基本計画」の内容や「第6期北海道障がい福祉計画」の実績等を踏まえた上で設定します。

なお、計画の統合に際しては、成果目標などより具体的な取組に関する記載がある「障がい福祉計画」を基本に、施策の推進項目については、柱立てを「障がい者基本計画」のとおりとし、双方の計画から記載が適当と思われる項目や内容を移行します。

(参考：国指針に定める成果目標)

区 分	令和8年度目標に対する国指針の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
	令和8年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院ごいちねんじょう ちょうきにゆういんかんじやすう もくひょうち せつてい きほん 後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。
	令和8年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を68.9%以上にすることや入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後一年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。
地域生活支援の充実	令和8年度までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 また、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいをする障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。</p> <p>就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。</p> <p>就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。</p> <p>障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため（就労選択支援）、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における一時的な利用も支援の必要性に応じて適切に利用できる取組を進めるため、地域の状況、関係機関等と共有及び連携した取組の推進が望ましい。</p> <p>離職者や特別支援学校等の卒業生に対して、関係機関等と連携し、標準利用期間を超える場合も状況を勘案して適切に取り組み。併せて重度障がい者について、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整える。</p> <p>障がい児支援の提供体制の整備</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。</p> <p>なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、令和8年度末までに、各市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
-----------------------	---

	<p>都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。</p> <p>その際、令和8年度末までに、都道府県（必要に応じて指定都市）において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。</p>
	<p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヵ所以上確保することを基本とする。</p>
	<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに各都道府県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置するとともに、各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
	<p>障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県（指定都市）において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</p>
<p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。基幹相談支援センターを設置するまでの間も、各市町村において地域の相談支援体制に努め、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
<p>障がい福祉サービスの質の向上</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。</p>
	<p>都道府県は市町村と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等を地域のニーズを踏まえて計画的に養成する。また、意思決定支援の適切な普及啓発や研修に取り組み、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築することを基本とする。</p>

## 5 計画推進のための基本的事項

### (1) 目指す方向

道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を図り、「北海道障がい者条例」や「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、災害に備えた地域づく

すす  
りを進めてきたところです。

この計画においては、これらのほか、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指します。

## (2) 計画推進の基本的な考え方

### I 北海道障がい者条例の施策の推進

#### ① 北海道障がい者条例の施策の推進

##### 【施策の考え方】

障がいがある人も安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。

##### 【主要な施策】

1. 権利擁護の推進・虐待の防止
2. 基本指針に基づく施策の促進
3. 就労支援の充実

### II 地域生活支援体制の充実

#### ② 相談支援体制・地域移行支援の充実

##### 【施策の考え方】

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるような社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクルを通じて一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実に努め、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

##### 【主要な施策】

1. 生活支援体制の充実
2. 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
3. 意思決定支援の推進
4. 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
5. 生活安定施策の推進
6. 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施

### ③ サービス提供基盤の整備

#### 【施策の考え方】

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

#### 【主要な施策】

1. 住まいの基盤整備の充実
2. 日中活動サービスの充実
3. 地域生活を支えるサービス基盤の充実
4. 共生型地域福祉拠点の取組の推進
5. 地域間格差の縮小
6. 施設による支援

### ④ 保健福祉・医療施策の充実

#### 【施策の考え方】

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けられるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

#### 【主要な施策】

1. 適切な保健・医療の提供
2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
3. 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実
4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ⑤ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

#### 【施策の考え方】

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともにサービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

#### 【主要な施策】

1. 人材の確保・定着・養成
2. サービスの質の向上

### Ⅲ 自立と社会参加の促進

#### ⑥ 障がい児支援の充実

##### 【施策の考え方】

発達<sup>はったつ</sup>の遅れ<sup>おく</sup>や障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こ</sup>に対する相談支援<sup>そうだんしえん</sup>、通所支援<sup>つうしよしえん</sup>、入所支援<sup>にゅうしよしえんとう</sup>等のサービス提供<sup>ていきょうたいせい</sup>体制<sup>せいび</sup>の整備<sup>せいび</sup>や重層的<sup>じゅうそうてき</sup>な地域支援体制<sup>ちいきしえんたいせい</sup>の構築<sup>こうちく</sup>、地域社会<sup>ちいきしやかい</sup>への参加<sup>さんか</sup>・包容<sup>ほうよう</sup>を推進<sup>すいしん</sup>し、子どもと家族<sup>かぞく</sup>へより一層<sup>いっそう</sup>の支援体制<sup>しえんたいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図るとともに、障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こ</sup>の発達<sup>はったつ</sup>を支援<sup>しえん</sup>するため、早期発見<sup>そうきはっけん</sup>から早期療育<sup>そうきりょういく</sup>、さらには学齢期<sup>がくれいき</sup>への円滑<sup>えんかつ</sup>な移行<sup>いこう</sup>や学校教育<sup>がっこうきょういく</sup>におけるインクルーシブ教育システム<sup>きょういく</sup>の推進<sup>すいしん</sup>などに加え、児童<sup>じどう</sup>が18歳以降<sup>さいいこう</sup>、環境<sup>かんきょう</sup>を円滑<sup>えんかつ</sup>に移行<sup>いこう</sup>できるための体制<sup>たいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>を図ります。

また、医療的ケア<sup>いりょうてき</sup>を必要とする子ども<sup>こ</sup>や難聴児<sup>なんちようじ</sup>への支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>など、心身<sup>しんしん</sup>の発達<sup>はったつ</sup>の段階<sup>だんかい</sup>や年齢<sup>ねんれい</sup>に応じた支援<sup>おう</sup>を地域<sup>しえん</sup>で一貫<sup>ちいき</sup>して取り組む<sup>いつかん</sup>ことができるよう、体制<sup>たいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図るとともに、できるだけ身近な地域<sup>みぢか</sup>において、専門的<sup>せんもんてき</sup>な療育<sup>りょういく</sup>や教育<sup>きょういく</sup>を受けられる体制<sup>たいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>を促進<sup>そくしん</sup>します。

##### 【主要な施策】

1. 障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こ</sup>に対する支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>
2. 学校教育<sup>がっこうきょういく</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>
3. 医療的ケア<sup>いりょうてき</sup>を必要とする子ども<sup>こ</sup>や難聴児<sup>なんちようじ</sup>への支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>

#### ⑦ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

##### 【施策の考え方】

発達障がい<sup>はったつしょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>やその家族<sup>かぞく</sup>への支援<sup>しえん</sup>が推進<sup>すいしん</sup>されるよう、また、重症心身障がい<sup>じゅうしやうしんしんしょうがい</sup>や医療的ケア<sup>いりょうてき</sup>の必要な在宅<sup>ひつよう</sup>の障がい<sup>しょうがい</sup>のある人等<sup>ひととう</sup>が身近な地域<sup>みぢか</sup>において必要な支援<sup>ちいき</sup>が提供<sup>ひつよう</sup>されるよう、関係機関<sup>かんけいきかん</sup>が連携<sup>れんけい</sup>を図り、地域<sup>ちいき</sup>の支援体制<sup>しえんたいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図ります。

##### 【主要な施策】

1. 発達障がい<sup>はったつしょうがい</sup>のある人等<sup>ひととう</sup>に対する支援<sup>たい</sup>の充実<sup>しえん</sup>
2. 在宅<sup>ざいたく</sup>の障がい<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>への支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>

#### ⑧ 就労支援施策の充実・強化

##### 【施策の考え方】

障がい<sup>しょうがい</sup>があっても、地域<sup>ちいき</sup>において、いきいきと働く<sup>はたら</sup>ことができるよう、社会全体<sup>しやかいぜんたい</sup>で応援<sup>おうえん</sup>する機運<sup>きうん</sup>の醸成<sup>じょうせい</sup>を図りながら、企業等<sup>きぎやうとう</sup>と連携<sup>れんけい</sup>・協働<sup>きやうどう</sup>し、障がい<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>の意欲<sup>いよく</sup>や特性<sup>とくせい</sup>に応じた、就労機会<sup>しゅうろうきかい</sup>の拡大<sup>かくだい</sup>と工賃<sup>こうちん</sup>（賃金）水準<sup>ちんぎん</sup>の向上<sup>こうじやう</sup>や職場定着<sup>しよくばていちゃく</sup>を促進<sup>そくしん</sup>します。

##### 【主要な施策】

1. 道民<sup>どうみん</sup>、企業<sup>きぎやう</sup>、行政等<sup>ぎやうせいとう</sup>が一体<sup>いったい</sup>となった応援体制<sup>おうえんたいせい</sup>づくり
2. 一般就労<sup>いっぱんしゅうろう</sup>の推進<sup>すいしん</sup>
3. 多様な就労<sup>たようしゅうろう</sup>の機会<sup>きかい</sup>の確保<sup>かくほ</sup>
4. 福祉的<sup>ふくしてきしゅうろう</sup>就労<sup>しゅうろう</sup>の底上げ<sup>そこあ</sup>

#### ⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着

##### 【施策の考え方】

障がい<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>が自らの選択<sup>みずか</sup>と決定<sup>せんたく</sup>により、参加<sup>けつてい</sup>することのできる様々な活動<sup>さんさま</sup>の機会<sup>かつどう</sup>を増やす<sup>きかい</sup>とともに、障がい者<sup>しょうがいしや</sup>が社会参加<sup>しやかいさんか</sup>の主体<sup>しゅたい</sup>として生きがい<sup>いきがい</sup>をもって生活<sup>せいかつ</sup>できるよう、社会



のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

#### 【主要な施策】

1. 社会参加の促進
2. スポーツ・文化芸術活動の振興
3. 読書バリアフリーの推進
4. 生涯学習機会の充実

### IV バリアフリー社会の実現

#### ⑩ 権利擁護の推進

##### 【施策の考え方】

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

#### 【主要な施策】

1. 権利擁護の推進・虐待の防止
2. 成年後見制度等の活用促進
3. 理解の促進
4. 地域福祉活動の推進

#### ⑪ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

##### 【施策の考え方】

障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

#### 【主要な施策】

1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上
2. 意思疎通支援の充実
3. 言語としての手話の理解促進等
4. 選挙等における配慮

#### ⑫ 安全確保に備えた地域づくりの推進

##### 【施策の考え方】

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある方が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

## 【主要な施策】

1. 住まい・まちづくりの推進
2. 移動・交通のバリアフリーの促進
3. 防災・防犯対策の推進

## 6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

なお、計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとします。

## 7 策定スケジュール

- 6月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 8月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 9月 ・計画（基本的な考え方）～議会報告  
・タウンミーティング
- 10月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 11月 ・計画（素案）～議会報告
- 12月 ・計画（素案）に対するパブリックコメント
- 1月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 2月 ・計画（案）～議会報告
- 3月 ・計画策定